

令和2年度 伊江村

～ 保育所入所案内 ～

(中央保育所・東保育所)



【令和2年4月1日入所申込受付】

受付期間：令和2年1月6日（月）～令和2年1月17日（金）

受付時間：午前8時30分～午後5時まで

（土日祝日及び平日午後12時から午後1時までを除く）

受付場所：伊江村役場 福祉課 TEL：0980-49-3160

※申込書等は、令和元年12月23日（月）より、伊江村役場福祉課及び村立保育所にて配布します。

また、伊江村役場ホームページにおいて掲示しますのでダウンロードしてご使用ください。

※書類に不備がある場合には受付できません。また、受付期間を過ぎた場合には自動的に入所順位が調整されますのでご了承ください。

※この申込に関するご不明点等は直接福祉課までお問い合わせください。

記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上伊江村役場福祉課へ提出してください。

なお、家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合には、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- ・記入内容につきましては、全て令和2年4月1日現在で記入してください。
- ・「入所申込児童名」の欄は、「氏名」ふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- ・「認定証番号」の欄は、何も記入しないでください。
- ・「入所希望保育所」の欄は、希望する順に保育所名を記入し、その保育所を希望する理由（例：兄弟が入所しているため・距離が近いため等）を記入してください。
- ・「児童の世帯員（本人以外）」の欄は、入所児童本人以外で入所児童の両親（同居・別居の別を「備考」欄に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入してください（欄が不足する場合には裏面に記入してください。）。
- ・同居している親族等についても勤務証明書等の提出が必要となります。
- ・「保育の理由を必要とする理由」については（理由番号）に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。この欄については、両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際に見ている者）及び同居している親族が、（理由番号）の欄に掲げる1から8までのいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を「続柄」の右の（ ）内に記入してください。
- ・「同意書」の欄には、記載内容を確認のうえ、署名・捺印してください
- ・勤務証明書等につきましては、自営業及び雇主においては各区長又は民生委員に、会社勤めの方や雇われている方につきましては、雇用主に証明をいただいでください。

※保育所への入所については、

- ・保育所入所基準に該当しないため、入所が認められない場合
- ・希望者が多数あり、希望する保育所へ入所できない場合
- ・保育所入所基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご了承ください。

※入所前後において各種申請書等に虚偽事項が認められた場合、入所を取り消し又は入所している場合には、その月末から退所となる場合がありますのでご注意ください。

【入所対象児童】（令和2年4月1日入所）

伊江村に住所を有する世帯に属し、保育の必要な事由に該当し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条に規定する2号又は3号認定を受け、次の出生期間児童が対象となります。

3歳児	（平成28年4月2日生まれ～平成29年4月1日生まれ）
2歳児	（平成29年4月2日生まれ～平成30年4月1日生まれ）
1歳児	（平成30年4月2日生まれ～平成31年4月1日生まれ）
0歳児	（平成31年4月2日生まれ～令和元年9月30日生まれ）

※伊江村では出生から満6カ月経過した児童を受入しています。

【保育の必要性の認定】

保育所の利用を希望する場合は、伊江村へ申請し、保育を必要とする教育・保育給付認定を受ける必要があります。※認定されると「支給認定証」が交付されます。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所
3号認定	満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所

※伊江村において、保育所は3歳児までの受入となります。

【保育の必要な事由】

1. 就労	1カ月に実働64時間（1日4時間）以上労働することを常態としていること。
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は産後間もないこと。（産前2カ月・産後3カ月以内）
3. 病気・障がい等	病気若しくは負傷していること又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
4. 親族の介護・看護等	同居の親族を常時介護又は看護していること。（長期入院・入所の親族を含む。）
5. 災害復旧等	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっていること。
6. 求職活動	求職活動（起業準備含む）を継続的に行っていること。
7. 就学	学校や職業訓練校等に通学していること。
8. 虐待等	虐待等のおそれがあること。
9. 育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。
10. その他	上記に類する状態として保育が必要であると村長が認める場合。

《注意》

1. 保護者が育児休業中である場合も利用申込みは可能ですが、入所の対象となるのは復帰する月の前月からとなります。（4月1日入所希望の場合においては、5月1日までに職場復帰していただくことが入所条件となります。）
2. ご出産の予定がある方は就業の有無に関わらず、親子健康（母子）手帳の分娩予定日が記載されているページの写しを必ず提出してください。
3. 保護者が求職活動に専念している場合も利用申込みが可能です。ただし、利用できる期間は入所が決定した日から90日以内です。
4. 求職で入所した場合、保育実施終了月の15日前までに「勤務証明書」又は「家庭で保育ができないことを証明する書類」の提出がない場合は翌月から退所となります。原則、同一年度で求職を理由とする再利用及び継続はできません。
5. お子様の発達面、健康面で気になることがありましたら、入所申込時に窓口にて相談してください。
6. 令和2年度に入所を希望する場合、平成31（令和元）年度に保育所へ入所している児童及び待機児童である場合も再度申込が必要です。

【保育の利用区分（保育の必要量）について】

平成27年度からの新制度では、2号認定又は3号認定を受けた児童は、さらに保育の利用時間が、必要とする時間に応じて「保育標準時間」又は「保育短時間」に認定されます。

	保護者の就労時間	子どもの保育時間	備考
保育標準時間	月120時間以上 両親のフルタイム就労等を想定	最長11時間	・妊娠・出産・災害復旧・虐待等
保育短時間	月64時間以上120時間未満 パートタイムを想定	最長8時間	・育児休業・求職活動等

【入所申込に必要な書類】

- 1 支給認定申請書兼保育所入所申込書・同意書（入所を希望する児童1人につき、1件）
- 2 健康診断書
（平成31年度保育所入所児童が継続して入所申込する場合は必要ありません。新規児童のみ）
- 3 保護者（同居祖父母等を全て含む）の就労状態等を証明する書類（以下「勤務証明書」。）※1
- 4 個人番号カードまたは番号通知カード（父母及び入所申込児童）※2
- 5 多子軽減（2人目、3人目以降）の対象となる児童の申込については専用の委任状兼同意書（別様式1）

《注意事項》

上記必要書類は必要事項を全て記入し、全て揃えてから提出してください。書類不備の場合は受付できません。

同時に2人以上の児童の申込みをする場合には、3の書類は1世帯1部で構いません。

状況に応じて、その他の必要書類を提出していただくことがあります。

【重要1】※1

上記、3 勤務証明書について、勤務証明書の提出がない場合には、保育所入所の優先度が調整されることがありますのでご了承ください。

【重要2】※2

入所申込には、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認（番号確認・身元確認）が必要となりました。

保護者の状況	提出書類（令和2年4月1日現在）
勤務又は採用予定の方	勤務証明書 （本人記載は無効。また、記入担当者印のないものは無効です。）
自営業・農漁業・内職の方	自営業・農漁業申立書/内職証明書（区長・民生委員の証明が必要。）
育児休業取得（予定）の方	勤務証明書 （育児休業期間・職場復帰日の記載がないものは無効です。） 育児休業期間の記載のある証明書等のコピー
出産予定の方 （産前2カ月～産後3カ月）	親子健康手帳の出産予定日が記載されているページのコピー
病気の方	医師の診断書（保護者用）
同居親族の介護・看護	介護・看護事実の証明書（区長・民生委員の証明が必要。）
就学中（予定）の方	在学証明書
求職活動中の方	職業安定所（ハローワーク）からの求職受付証のコピー
災害復旧の方	罹災証明書

※書類提出後、提出書類に関する調査・審査を行います。

※タイムカードや給与明細等を提出していただく場合もありますのでご了承ください。

※入所申込書・同意書や勤務証明書等に虚偽があった場合は、入所を取り消し、その所属する月末に退所となります。

【村外からの転入について】

入所対象児童は、伊江村に住所を有することを条件としています。このことから、申込期間内に本村に住所を有しない場合は、例外として令和2年3月31日までに転入手続きを完了することが条件となります。

入所申込時には、現住所を記入してください。

その際における勤務証明書等については、令和2年4月1日以降に伊江村内において

□「仕事が内定・決定している場合」→4月15日までに新たな雇用主からの勤務証明書等を提出

□「仕事が内定・決定していない場合」→求職活動申立書を提出してください。

※詳細につきましては、福祉課までお問い合わせください。

【個人番号（マイナンバー）について】

保育所等の入所申込みに必要な「支給認定申請書兼保育所入所申込書・同意書」に個人番号（以下「マイナンバー」）の記載が必要となりました。

書類提出の際に、申請保護者本人が窓口に来られる場合に、保護者のマイナンバー確認及び身元確認をさせていただきます。

また、代理人の方が窓口に来られる場合は、保護者のマイナンバー確認及び代理人の身元確認をさせていただきます、保護者からの委任状が必要となります。

（保護者が申請する場合）

- ①マイナンバー確認のための書類（マイナンバーカード・通知カード・個人番号記載の住民票の写し等）
- ②身元確認のための書類（顔写真付きの公的証明書）

（代理人が申請する場合）

- ①申請保護者のマイナンバー確認のための書類（マイナンバーカード・通知カード・個人番号記載の住民票の写し等）
- ②代理人の身元確認のための書類（顔写真付きの公的証明書）
- ③申請保護者からの委任状（別様式2）



【保育料について】

令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラス及び0～2歳児クラスの非課税世帯の児童の保育料が無償化されました。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）の合算額を基に算出されます。

2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

※きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

※年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。

※生活保護世帯やひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は第1子から無料です。

【保育料の算定】

保育料は、9月頃に再算定を行うこととなります。村民税の賦課決定が毎年6月になっていることから、4月～8月は前年度分の市町村民税額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税額により決定します。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定方法	平成31年度（令和元年度）の 村民税所得割で算定 （平成30年分の収入）					令和2年度の村民税所得割で算定 （平成31年・令和元年分の収入）						

【世帯の状況確認に必要な書類】

世帯の状況	提出書類
生活保護世帯	生活保護証明
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証又は遺族基礎年金受給者証のコピー ※上記の証明書等が無い場合は、離婚日等が記載されている戸籍謄本を提出してください。 ※児童扶養手当更新時期のため、受給者証が無い場合は、届き次第提出をお願いします。
障がい者のいる世帯	障がい者手帳（身体・知的・精神）、特別児童扶養手当受給者証 ※特別児童扶養手当更新時期のため、受給者証が無い場合は、届き次第提出をお願いします。

【保育料の納付について】

□保育料は毎月20日までにその月分を納付書又は保護者指定口座より引落しにてお支払いいただきます。

※保育料の支払いについては事務の効率化を図るため、なるべく口座引落による支払いにご協力ください。

□入所日又は退所日が月の途中である場合の当該月の保育料は、日割り計算により算定した額となります。

□上記の算定は、保育料の額を25日で除して得た額に、中途入所の場合は入所日から開所日数（25日を超える場合は25日）を、中途退所の場合は退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）をそれぞれ乗ずることにより行います。

【保育料の減免または徴収猶予について】

保護者の収入が著しく低額である場合、保護者が疾病にかかり、保育料の納入が困難になった場合、保護者が災害により著しい損害を受け、保育料の納入が困難になった場合、その他前記に準ずる特別の事情がある場合においては、保育料を減免し又は徴収の猶予をすることがあります。

【課税状況が不明な世帯の保育料について】

税の申告をしていない等の世帯につきましては保育料算定の基本となる情報が得られないことから、利用児童の年齢における階層区分の最高階層（8階層）で認定しますのでご了承ください。

【給食費について】

本村の保育所においては、3歳児の給食費（主食費）月 500 円を保育料に加算してご負担いただきます。

【副食費について】

令和元年 10 月 1 日より

- ①年収 360 万円未満相当世帯（市町村民税所得割額 57,700 円未満、母子等世帯は 77,101 円未満）
- ②第3子以降（未就学児からカウント）

については副食費が免除されていますが、本村において副食費は一律村負担といたします。

【保育料の変更について】

下記に該当する世帯は、保育料が変更になる場合がありますので届出が必要です。

ひとり親世帯となった場合	婚姻した場合
障がい者扶養世帯となった場合	児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合
祖父母等と同居となった場合	生活保護の開始・停止・廃止になった場合
利用区分が変更となった場合	修正申告等により課税状況等変更となった場合

上記に該当することになった場合には福祉課までご連絡ください。

【寡婦（夫）控除のみなし適用について】

婚姻歴のない母子（父子）につきましては、寡婦（夫）控除のみなし適用をし保育料を算定します。



【利用者負担額一覧表】

第2号及び第3号の認定を受けた小学校就学前子ども利用者負担額基準表

各月初日による在籍児童の属する階級区分				伊江村保育料				
階層	定義			3号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳児)		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)			円	円	円	円	
2	2-1	市町村民税	母子、父子、障がい者世帯等	0	0	0	0	
	2-2	非課税世帯	その他の一般世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
3	3-1 3-2 3-3 3-4	48,600円未満	均等割のみの世帯	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
				その他の一般世帯	15,000 (7,500)	14,800 (7,400)	0 (0)	0 (0)
			所得割のある世帯	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
				その他の一般世帯	17,000 (8,500)	16,800 (8,400)	0 (0)	0 (0)
4	4-1 4-2 4-3	市町村民税所得割額	48,600円以上 77,101円未満	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
			57,700円未満	その他の一般世帯	23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	0 (0)	0 (0)
			77,100円以上 97,000円未満		23,000 (11,500)	22,600 (11,300)	0 (0)	0 (0)
5	5-1 5-2	97,000円以上 169,000円未満	母子、父子、障がい者世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
			その他の一般世帯	30,000 (15,000)	29,600 (14,800)	0 (0)	0 (0)	
6			169,000円以上 301,000円未満		35,000 (17,500)	34,100 (17,050)	0 (0)	0 (0)
7			301,000円以上 397,000円未満		38,000 (19,000)	36,800 (18,400)	0 (0)	0 (0)
8			397,000円以上		39,000 (19,500)	37,400 (18,700)	0 (0)	0 (0)

備考

児童の属する世帯の階層が2階層～3階層と確認された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の徴収金の額を減免する。

- ① 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配属者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯。
- ② 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象時、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害者基礎年金等の受給者。
- ③ 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等。特に困窮していると村長が認めた世帯。

※ 各段の()は2子目の金額となります。




※ 3歳児については保育料の他に主食費500円を加算して徴収します。

【保育料の負担軽減】




保育所入所児童が下記の場合は保育料が軽減されます。

- ①同一世帯から2人以上保育所に入所している場合
- ②同一世帯から小学校修了前までの児童がいる場合
- ③同一世帯から特別支援学校幼稚部等に入所又は利用がある場合（一時預かりは対象外です。）

上記①の場合

1人目	2人目	3人目
		
保育所	保育所	保育所
保育料（全額）	保育料（半額）	保育料（無料）

上記②、③の場合

1人目	2人目	3人目
		
幼稚園 小学校修了前 特別支援学校幼稚園部	保育所	保育所
	保育料（半額）	保育料（無料）

【保育料決定の流れ】

例：1

両親（フルタイム勤務）及び子ども2人（1人目：3歳児、2人目：0歳児）家族の場合

①両親の平成31年度市町村民税（平成30年分収入）を調査します。

	父親	母親
所得割	45,000円	40,000円
均等割	3,500円	3,500円

②両親の合計した所得割額が85,000円となります。

③利用者負担額一覧表に照らし、階層4-3（77,100円以上97,000円未満）に合致します。

④子ども1人目3歳児は2号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は0円と3歳以上ですので主食費500円を加算

⑤子ども2人目0歳児は3号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は通常23,000円ですが、多子軽減措置となり半額の11,500円

⑥子ども1人目500円、2人目11,500円の保育料合計12,000円（保育料+主食費）が月額保育料となりますが、村の独自施策として、この11,500円（主食費500円除く）の2分の1を控除し、5,750円と1人目の主食費500円を合算し6,250円が月額となります。

例：2

両親（フルタイム勤務）及び子ども3人（1人目：小学生、2人目：3歳児、3人目：0歳児）家族の場合

①両親の平成31年度市町村民税（平成30年分収入）を調査します。

	父親	母親
所得割	45,000円	40,000円
均等割	3,500円	3,500円

②両親の合計した所得割額が85,000円となります。

③利用者負担額一覧表に照らし、階層4-3（77,100円以上97,000円未満）に合致します。

④子ども1人目小学生を1人目としてカウント

⑤子ども2人目3歳児は2号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は通常0円で、主食費500円を加算

⑥子ども3人目0歳児は3号認定となり、保育の利用時間は標準時間、保育料は通常23,000円ですが、多子軽減措置となり0円

⑦子ども2人目、3人目の保育料合計500円がその保育料月額となります

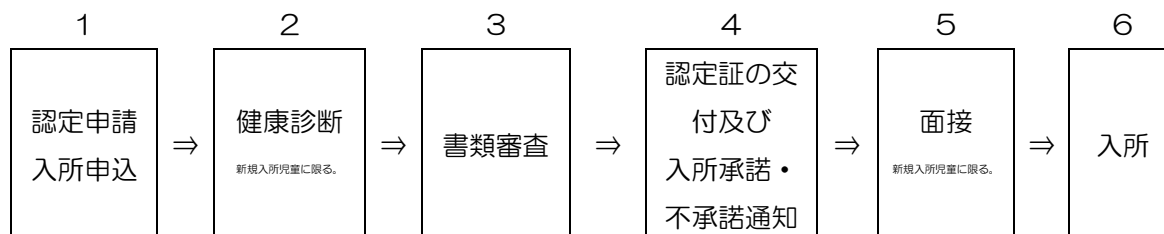
【入所決定まで】

(希望者が村立保育所受入定員を超える場合)

保育所保育の実施基準取扱要領により保育を必要とする程度の高い児童から入所決定を行うため、入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、保育所の定員の関係により入所できない場合には、待機児童となり、希望保育所に空きが出た場合に福祉課から連絡いたします。

(希望者が村立保育所受入定員を超えない場合)

申込児童が保育を必要とする状態にあるかどうか、精査したうえで選考します。



- 1 受付期間に福祉課へ提出していただき、受付期間外申込の場合は、待機児童扱いとなります。
- 2 継続入所以外の新規入所申込児童については、各自で健康診断を受けていただきます。
- 3 電話・訪問等又は受付した書類を精査し、保育所保育の実施基準取扱要領に基づき審査を行います。
- 4 審査の結果、承諾・不承諾通知を保護者の方へ送付します。(令和2年2月下旬から3月上旬予定)
- 5 福祉課長が指定する日に村立保育所長と個人面談を受けていただきます。
(前年度まで入所していた児童(継続入所希望者)については面談は省きます。)
- 6 個人面談の結果、集団保育が可能と判断されたときは、令和2年4月1日から保育の利用開始となります。

※入所承諾通知を受けている場合でも、福祉課長が集団保育不可と判断する場合は、入所取消しとすることもあります。

【保育所の定員について】

保育所名	定員	住所	電話番号
中央保育所	60	伊江村字西江上31番地	0980-49-2104
東保育所	90	伊江村字東江前200番地	0980-49-2223

【保育時間について】

保育所の保育時間及び開所時間は、月曜日から金曜日の午前7時45分から午後6時まで。ただし、土曜日については午前7時45分から正午まで。

【保育所の休日について】

保育所の休日は次のとおり。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第173号)に規定する休日
- 3 12月29日から1月3日までの日
- 4 6月23日
- 5 上記以外に村長が定める日(例:台風襲来時臨時休所等)

【保育所の退所または出席停止について】

児童又はその保護者が、疾病その他の理由により、他の児童に悪影響を及ぼす場合、入所保育の継続を不適当と認められる場合においては、退所又は出席を停止させることがあります。

【入所後の注意事項】

□長期休所・退所について

児童が疾病や特別な事情等でやむをえず長期にわたって休所する場合や退所する場合には、速やかに福祉課又は入所中の保育所へ連絡をお願いします。

□慣らし保育について

入所当初は児童を取り巻く環境が変わるため、心身の健康状態を考慮して保育を開始します。徐々に保育時間を延ばし、一日保育へ移行します。(慣らし保育の期間は、各保育所や児童の状況によって異なります。)

□児童の疾病及び病後の登所について

各保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にするため感染症が流行しやすく、また、抵抗力・免疫力も低い乳幼児が罹患した場合、生命の危険につながる恐れがあります。保育所内で感染拡大を防ぐため、疾病の種類や程度によって病後の体調回復にも時間を要することから、お子さんの様子をよく観察し、無理のない登所を心がけてください。

□児童への投薬について

児童への投薬は、法律の定める「医療行為」にあたるため、保育士は投薬を行うことができないことから、保育所ではお薬のお預かりはできません。主治医の判断でやむを得ず保育時間内に投薬が必要な場合は、入所中の保育所へご相談ください。

□入所後の妊娠・出産・育児休業について

保育所に入所中に、下のお子さんの妊娠がわかりましたら母子健康手帳（生まれる子のもの）の表紙及び出産予定日が確認できるページの写しを入所中の保育所へご提出ください。

□保育所入所後の就労調査について

保育所入所後において、電話や訪問などによる就労調査を行う場合がありますのでご了承ください。

□年度途中における現況確認について

年度途中において、現況確認を行う必要がある場合には「勤務証明書」等の再提出を求める場合がありますのでご了承ください。

保護者の勤務先の変更・退職や出産など提出書類の内容に変更があった場合は、福祉課へ必要書類の提出及びその旨の連絡をお願いします。

□転所について

年度内の転所は、原則としてできません。ただし、待機児童がない場合や兄弟姉妹が別々の保育所へ通っている等の転所を認める場合があります。

□児童の気になることについて

児童の発達・発育に関して気になることがありましたら必ず保育所へ申し出てください。

□集団保育に支障がある場合について

集団保育に支障があると福祉課長が認める場合には、他児童等の影響を勘案し、入所を取り消すことがあります。

伊江村保育所保育の実施基準取扱要綱

令和元年12月2日

(目的)

第1条 伊江村保育所設置条例施行規則(平成10年伊江村規則第3号)第4条第2項に規定する保育所に入所する児童を公正な方法で選考し、保育の実施の適正を図るため、村長は別表のとおり伊江村保育所保育の実施基準を定める。

(原則)

第2条 本基準は、同居の親族その他の者が保育に当たれない場合であって保護者の状況が基準のいずれかの事項に該当する場合は保育所に入所できる基準を示したものである。

(1) 本基準は別表国の措置基準、番号の欄①項から⑧項を基準とする世帯の親族の状況、地域、家庭環境等の特殊事情、週間、月間の就労日数等保育所入所申請世帯の実態が複雑多岐にわたることから⑨項の調整基準を合せて適用する。

(2) 村長は、別記様式のとおり伊江村保育所調査票を定める。

(保育の実施会議)

第3条 保育の実施会議(以下「実施会議」という。)は保育所における保育の実施基準の適正公正を期するため必要に応じ開催する。

(1) 実施会議は、副村長、福祉課長、保育所長及び保育担当職員をもって構成する。

(2) 副村長は実施会議の議長となる。

(3) 実施会議において伊江村保育所調査票(別記様式)に基づき審査し、その結果によって保育所入所決定するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月2日より適用する。

2 この要綱の施行に際し、伊江村保育所保育の実施取扱要綱(平成8年伊江村訓令第1号)は廃止する。

別表(第1条関係)

伊江村保育所保育の実施基準

国の措置基準		保護者の状況(同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合)			措置 指数	優先 順位					
番号	類型	細目									
①	居宅外 労働	月160時間以上の就労(週5日以上で週40時間以上)			10	1					
		月120時間以上の就労(週5日以上で週30時間以上40時間未満)			9	2					
		月80時間以上の就労(週4日以上で週28時間以上30時間未満)			8	3					
		月64時間以上の就労			7	4					
	居宅内 労働	月160時間以上の就労(週5日以上で週40時間以上)			9	2					
		月120時間以上の就労(週5日以上で週30時間以上40時間未満)			8	3					
②	保護者のない家庭	不存在			10	1					
		死亡・離別・拘禁・行方不明等									
		③	出産 疾病 身体障害者	出産			出産前2ヶ月・産後3ヶ月		9	2	
				入院			疾病のため1ヶ月以上入院		10	1	
				居宅療養			常時臥床	疾病のため1ヶ月以上常時臥床		10	1
							精神・結核	医師が長期加療(安静)を要すると診断したもの		10	1
一般療養	医師が1ヶ月以上加療(安静)を要すると診断したもの				7	4					
その他	疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要するもの		5	6							
障がい者	1・2級	A	身体障害者手帳所持する者及び同程度と判断できるもの	10	1						
3級	B	8		3							
4級以下	-	6		5							
④	病人の 看護等	入院付添	おおむね1ヶ月以上親族の入院付添も当たっているもの		10	1					
		居宅内看護・介護	同居の家族の長期居宅療養等介護に常時当たっているもの		6	5					
⑤	災害	家庭の災害	火災・風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合		10	1					
⑥	求職 活動中	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている。			6	5					
⑦	就学	学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校又は職業能力開発促進法等に規定する公共職業能力開発施設等に通っている。			居宅内労働に準ずる	2 ~ 5					
⑧	虐待 DV	児童虐待又はDV等により家庭での保育が困難だと認められる場合			10	1					
⑨	調整指数	世帯の特殊 事情(加算)	保育士等の子 (保育士として就業する場合に限る。)	平成29年9月29日付、府子本第809号「保育士等の子ども優先入所等に係る取扱いについて」内閣府子ども・子育て本部参事官通知	+15						
			ひとり世帯	父又は母の死亡・離別・拘禁・行方不明	+5						
			生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯	+5						
			その他	地域・家庭の危険度及び経済的困窮	+3						
		就労日数等 (減算)	月20日未満	パート・自営業・農業・日雇い	-1						
			月16~19日	内職等の週(月)の平均就労日数の実態による	-2						
同居者数 (減算)	65歳~69歳	祖父母等同居の親族その他の者が高齢者のため十分保育できない証明の提出がない場合	-3								
	18歳~64歳										

注)この表の適用に当たっては、まず①~⑧の基本基準のいずれかに該当しているかを調査し、これに対応する措置指数を把握する。なお、⑨の調整指数に該当する世帯であるときは、その該当事項に対応する措置指数を把握し、上記基本基準の措置指数と合算する。次に、措置指数の高い方から順次措置決定審査に提出する名簿に搭載する。この場合措置指数の値が同じであるときは優先順位の高いものから搭載する。

伊江村保育所調査票

対象児童名							
対象保護者名							
国の措置基準		保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）					
番号	類型	細目			措置指数	措置点数	
①	居宅外労働	月160時間以上の就労（週5日以上で週40時間以上）			10		
		月120時間以上の就労（週5日以上で週30時間以上40時間未満）			9		
		月80時間以上の就労（週4日以上で週28時間以上30時間未満）			8		
		月64時間以上の就労			7		
	居宅内労働	月160時間以上の就労（週5日以上で週40時間以上）			9		
		月120時間以上の就労（週5日以上で週30時間以上40時間未満）			8		
		月80時間以上の就労（週4日以上で週28時間以上30時間未満）			7		
		月64時間以上の就労			6		
②	保護者のない家庭	不存在	死亡・離別・拘禁・行方不明等		10		
③	出産 疾病 身体障害者	出産	出産前2ヶ月・産後3ヶ月		9		
		入院	疾病のため1ヶ月以上入院		10		
		居宅療養	常時臥床	疾病のため1ヶ月以上常時臥床		10	
			精神・結核	医師が長期加療（安静）を要すると診断したもの		10	
			一般療養	医師が1ヶ月以上加療（安静）を要すると診断したもの		7	
			その他	疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要するもの		5	
	障がい者	1・2級	A	身体障害者手帳所持する者及び同程度と判断できるもの	10		
		3級	B		8		
4級以下		-	6				
④	病人の 看護等	入院付添	おおむね1ヶ月以上親族の入院付添も当たっているもの		10		
		居宅内看護・介護	同居の家族の長期居宅療養等介護に常時当たっているもの		6		
⑤	災害	家庭の災害	火災・風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合		10		
⑥	求職 活動中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的にしている。			6		
⑦	就学	学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校又は職業能力開発促進法等に規定する公共職業能力開発施設等に通っている。			居宅内労働に準ずる		
⑧	虐待 DV	児童虐待又はDV等により家庭での保育が困難だと認められる場合			10		
⑨	調整指数	世帯の特殊 事情（加算）	保育士等の子 （保育士として就業する場合に限る。）	平成29年9月29日付、府子本第809号「保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」内閣府子ども・子育て本部参事官通知		+15	
			ひとり親世帯	父又は母の死亡・離別・拘禁・行方不明		+5	
			生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯		+5	
			その他	地域・家庭の危険度及び経済的困窮		+3	
		就労日数等 （減算）	月20日未満	パート・自営業・農業・日雇い		-1	
			月16～19日	内職等の週（月）の平均就労日数の実態による		-2	
		同居者数 （減算）	65歳～69歳	祖父母等同居の親族その他の者が高齢者のため十分保育できない証明の提出がない場合		-3	
			18歳～64歳				

合計点数	
------	--

